

宮本重胤の「婦人神職任用論」に関する小考

小林 晃 枝

はじめに

慶應三年（一八六七）十二月九日、王政復古の大号令により成立した明治維新政府は、天皇親政の名の下新しい国造りをはじめた。新政府が特に入れたのが神祇制度の改革であった。慶應四年（一八六八）三月十三日に布告された太政官布告第百五十三号では、祭政一致と天下の諸神社を神祇官に所属せしむべきと宣言した。同年同月二十八日の太政官達第百九十六号では所謂「神仏判然令」が通達され、神と仏、神社と寺院、神道と仏教が明確に区別された。更に明治四年（一八七二）五月十四日には「神社の世襲神職を廃し精選補任すべし」とする太政官布告第百三十四号が、同時に「官社以下の定額、神官職制等」に関する太政官布告第百三十五号が布告された。布告二百三十四号と二百三十五号は「神社は国家の宗祀」との理念を以

て布告されたものであり、これ以降神社制度の改革がはじまった。

神祇制度の改革は神社だけではなく宮中にも及んだ。停廃していた祈年祭が明治二年（一八六九）に復興された。新しい祭祀も創出され、明治三年（一八七〇）一月三日に元始祭が、明治十一年（一八七八）には春・秋皇霊祭がそれぞれ始められた。

しかし中には永く続いた制度が廃止になったものもある。茨城県の鹿島神宮の物忌は童女を以てその役にあてていたが、明治初年に廃止された。初代物忌「普雷女（アマクラノヒメ）」から一五六九年間、二十六名の物忌が奉仕した。他にも神宮の物忌が明治元年（一八六八）に廃止されている。⁽¹⁾⁽²⁾永く停廃されていたものが再興されかけたが諸事情でかなわなかったものもある。左大臣一条忠香が、文久二年（一八六二）十一月頃より斎宮再興を建言している。一条忠

香は当時の慶光院住職である十四世桂巖周昌を還俗させ、神祇伯白川家の養女にして齋宮にするという計画を建てていたが、それは実現しなかった。⁽³⁾

明治の神祇制度は停廃されていた祭祀を再興したり、また新しい祭祀を創出した。しかし、祭祀における女性や子供の職掌を廃止する等、一見すると女性と子供を排除した制度とみられなくもない。実際、明治二十八年（一八九五）九月七日に出された内務省訓第六百五十六号「府県社以下神社神職登用規則第一条乃至四条二関スル件」⁽⁴⁾では、女子は社司・社掌になることが出来ないと明示されているのである。

この様に女性が神職として奉仕することは不可と法に依って定められている中、当の神社界から「婦人を神職として任用せよ」と明治・大正・昭和の三代にわたり主張し続けた神職がいた。山口県周南市鹿野に鎮座する二所山田神社の宮司であり、戦後は山口県神社庁庁長を務めた宮本重胤（以下、重胤と記す）である。

明治十四年（一八八二）九月二十四日、二所大明神宮司宮本重喜の長男として生まれた重胤は、三歳で父を亡くし以降は祖母と母に育てられた。山口県の皇典講究所を卒業すると、明治三十年（一八九七）四月、十五歳の若さで宮司となった。明治三十二年（二八九九）の秋、神から「女

性救済」の啓示を受けた重胤は、以降女性社会のために全力を注ぐことになる。明治三十四年（一九〇二）地元の婦人を対象に「敬神婦人会」を設立し、三十八年（一九〇五）には全国組織である「大日本敬神婦人会」を設立した。理解者や賛同者がほとんどいない中での設立であったが、重胤は精力的に活動した。明治三十九年（一九〇六）十一月八日、重胤は女性啓発と教化を目的とする『女子道』を創刊した。『女子道』は途中発禁処分を受けつつも、最終刊である昭和十七年（一九四二）の一月号まで、三十五年二月の長きにわたり発刊された。読者は国内全域だけではなく海外まで及び、毎月二―三万部発行された。女性の敬神と知徳啓発を目的としているが、内容は決して堅苦しいものではなく時事ニュースや料理コーナー、連載小説、人生相談、家事の工夫、短歌投稿等があり、楽しく読める様になっている。

重胤は『女子道』で自らの主張を発表し続けた。女性の敬神、教化を目的としているため神道に関する主張が大部分であるが、労働運動、水平社運動、政治や政党への批判等、政治問題にも目を向けている。特に女性に関わる問題には力を入れ、女性参政権運動や娼妓運動に賛意を示し、また女性が高等教育を受ける事や職業を持つことに理解を示した。重胤の主張は時代の流れに沿って変化すること

あるが、女性の権利拡張、地位向上に対しては一貫しており、その思想はフェミニズムと称してもよい程である。この『女子道』の中で重胤が最も主張したのが、「婦人も神職に」という「婦人神職任用論（以下、任用論と記す）」である。「任用論」は当時の神社界には受け入れ難い思想であり、大部分の神職からは相手にされなかった。しかし重胤は主張を止めず運動を続けた。

この様な重胤の主張と運動は興味深いものであるが、重胤に関する研究書はわずかである。管見の限りでは、二所山田神社現宮司宮本公胤の『女子道』⁽⁵⁾にみる「大日本敬神婦人会」の教化活動について、神社新報第二五七七号の特集『婦人神職の道を切り開いた男―青轡社に先駆ける神道人の女性運動―』、棚橋久美子の『明治期神職の女性啓発活動―山口県宮本重胤の場合』⁽⁶⁾の三本のみである。これらの論文は主として重胤の女性への教化、啓発について考察されており、「任用論」についてはほとんど考察されていない。本稿では、『女子道』を元に重胤がどの様な経緯で「任用論」を思い立ったのか、また何を求めて「任用論」を主張し続けたのか明らかにしていきたい。

一、「任用論」の概略

重胤が任用論を文章として初めて公にしたのは、明治四

十三年（一九一〇）十一月五日発行の『女子道』第四十九号⁽⁷⁾においてであり、「言霊」というコラムの中で「祭祀は女の役目」と題し次のように述べている。

婦人は罪の深い者である、婦人は穢の多いものである、だから尊い神様に近づくことがあたる、神様の御物にふれると御無礼になる、と云ふ考を以て、一切神様の物は婦人に手を掛けさせない、御燈明一つ上ぐるにも、御洗米一つ捧ぐるにも皆男の手でして、女は更らに関係しない、こう云ふ家庭を私は往往にして見受ける様であります、これは全く佛教から来た迷信が作ったつまらない習慣で、今更□に事新しく是非を云ふ迄もない事で、諸姉も亦御承知の事であります、男も、女も同じ人間で罪や穢の多い少いの区別もありませず、また同じ神様の御子孫である上には女だからとて近づかれぬ筈もなく、男だからとて減多に御物に手のふれられる訳もない、これは分り切った事で御座います、が尚斯様な妙な習慣がまだ折々残って居るのは残念な事であります、

冒頭で重胤は女性に対する罪や穢観を仏教思想からの影響とし、日本では本来女性のみに罪、穢れが存在するといふ考えは無く、此の点では男女平等であると述べている。

處で、今、日本の古い歴史を繙いて見ますと、此妙な

習慣とは甚しい反対の事実が見らるので御座います
続けて、仏教の影響が無かった古代日本の神祇りの姿を述べている。先ず、皇室の祖先である天照皇大神は女性であり、天照皇大神に奉仕した斎宮は代々皇女であったこと春日大社の斎女、宮中八神殿の御巫、伊勢大神宮・鹿島神社・香取神宮の物忌、全て女性であったこと。また諸国の神社には女禰宜が居り神前奉仕していた事実を述べ

こんな事から考へて見ると、上代は神様には男より女の方が比較的多く近づいて居りました様であります、御祭典などには寧ろ女の方が主なる所には関係して居らる様であります、

(略)

神様を御祭りする事は婦人が主として上つ代には、司つて居たのではないかと思はれるのであります
と、歴史的事実を基に女性が祭祀に関することは当然のことであるとしている。以上のことをふまえて重胤は次の様に自らの考えを述べている。

それで私のかねてより、婦人社会のために、ひそかに、神職婦人任用論を唱へて居る位でありますけれどもこれは今日の時世俄かに用いらるべき事でもあるまいと思ふて未だ所説を廣く発表するにも到りませぬが、由来男子は主として家庭の外に働き、婦人は主として家

庭の内に務むる日本の風習ですから、家庭に於ての神様の事、例へば、神棚の掃除から初めて、朝晩の御供へ物、御燈明、さては御櫛の立てかへは云ふまでもなく、折目切目の御祭典の事も凡て婦人が主となつて行ふ様にして頂き度いものと思ふので御座います

ここで初めて「神職婦人任用論」という言葉が出てくるのであるが、重胤も「女性を神職として奉仕させる」という任用論が世間に受け入れられるのは時期尚早であることは認識している。そこで、先ずは各家庭の神棚への奉仕を女性が率先しておこなうべきであるとしている。

これが日本の上代の風習であるのみならず、其家庭を整理し、子女を感化し、なほ婦人の地位を保つ上に於ても亦非常な利益がある事だと思ふのであります
重胤は女性の地位保持のためにも、上代の風習に倣うべきであると考えているのである。

次に重胤が「任用論」について述べているのは『女子道』第五十号⁽⁸⁾(明治四十三年十二月五日発行)で同じく「言霊」の中で「斯様思ひます」と題し、先ず神職の在り方について述べている。

其御静りあらせられて居る、神霊に對し奉つて、御札を申し御祈りをするのが神職であります

左様です、神職は神霊、現におはします神霊に御仕へ

するのが御役目であります、それで神職となる者は、学問よりも、智識よりも、何よりもまづ、靈魂の實在を認めたものでなくてはなりません、神靈のおはします事を悟ったものでなくてはなりません、それではないと、如何に祭式は結構に出来ても、祝詞は美はしく出来てもそれは、精神なき挙動で猿の芝居と撰ぶ所はありません

(略)

神職は実に神と人との間を通ずる機関であります、で神職は幽現に出入しなければなりません、神様に通じ、人間に通じなければなりません

靈魂の存在を信じていた重胤にとって神職とは、神と人との間を取り持つだけではなく幽現、つまり神のおはす世界に通じなければならぬのである。幽現に出入することには困難であるが、心を専らにすれば男女の区別なく出来る事であると重胤は考えている。しかし男性よりも女性の方が幽現への出入は容易であると述べている。

しかし乍ら何れかと云へば寧ろ婦人の性格がこの方には適しては居まいかと思ふのであります、御覧なさい近頃、しきりに現はれる千里眼とか透視者とか云ふ者でも多くは皆、婦人で御座いましょう、古い歴史を繰り見て見ても亦、左様で御座います、畏れ多いけれど、

天照皇大神様は神功皇后様に御かかりあらせられた伊勢神宮に御仕へあらせられた皇女倭姫尊様もよく神明に通せられて居ました、此様な例は擧げて行けば限りありませんが、

(略)

精神の統一を謀る事が婦人の性質からしてよく出来る結果でもあります、又自からなる天性でもあります

古代の日本では神からの託宣を受けるのが女性が多いことから、これは後天的なものではなく女性の持つて生まれた資質であると重胤は考えている。この様な資質こそが神職にとって必要とする重胤は、これらの事をふまえて「任用論」の核心を述べる。

斯様な訳で、神代以来吾国では、神様に御仕へする事を女性の方が主として掌つて居られたのはありますまいか(前号参照) 左様でしょう、私は左様信じます、婦人は確かに神職としての本務を全ふする天性を備へて居ります、それが為めでしょう、神代以来、神職に婦人が用いられた例が沢山御座います、で、私は此歴史の上からと其天質の上からと合せ考へて婦人を神職に用いたらばと云ふので御座います、

重胤にとって女性が神職として奉仕することは、歴史の

上からも又女性の資質からも当然のことであつた。しかし重胤は自らの論が世間から認められ難いものであることを充分認識しており、次の文で締めくくっている。

此様な説は迷信だとか、突飛だとか云つて排けらるるは覺悟で御座います

重胤は「任用論」を『女子道』で主張するだけではなく、近隣の神職達にも説いて回つた。最初のうちは理解を得られなかったが次第に賛同者が増え、地区から県へと同調者が広がりつつあつた。そしてついに大正十四年（一九二五）五月二十一日、東京の國學院大學で開催された全国社司社掌大会で「任用論」を発表する機会を得た。明治四十三年（一九一〇）に『女子道』誌上で初めて「任用論」を発表して以来十五年の月日が経つていた。その時の事を重胤は大正十四年六月二十日発行の『女子道』二百三十号で次のように記している。

廿一日は全国社司社掌大会國學院大學に開かるる、會するもの五百内務大臣、神社局長などの訓辭、神社行政につきての演説、神社講社法につきての諮問、続いて列席者の意見発表

余は年来同人の主張せる「婦人神職任用説につきて」高唱す、婦人を神職に任用すべしとの前提、聴者怪訝の眼輝き、野次消々にて阿然口空しきの感あり、時僅

かに數十分故実出典を列挙するの繁あるが故に意を蓋さざるもの多大、拍手急□の如く湧くと□も唯好奇のそれならざらんや

全国レベルの大会で「任用論」を発表した重胤にとって聴衆者達の反応は納得のいくものではなかつたのであろう。しかしこれは無理もないことであつて、「任用論」は重胤にとつては十数年主張し続けたものであつても、聴く側にとつては初めて「任用論」に触れる者も多かつたであろう。好奇というよりも考えもみなかつた説を聴いて驚いたというのが実際のところだと考えられる。先に引用したように、重胤は「任用論」が世間から受け入れられ難いことは理解していた。しかし聴衆の態度に納得がいけない重胤は、「任用論」が受け入れられないのは神職達が無学であるとして、前文に続けてこのように感想を述べた。

婦人神職任用の説を唱ふれば直ちに以て新奇となし、行はれ難しとなす、神職は好古の徒なり、□してこれを新奇となすもの吾人其無学を憐れまざる能はず

何が故に新奇となすか、神祇史の一員を緋け、祭事を行はれたるは素尊にあらずして女性天照大神にてましませしなり、神武史を緋け祭器に女性の名を冠せしめられしものを抑何を語るものぞ、神宮の斎宮、春日の斎女、全国神社の女欄宜、女祝部、現に宮中賢所に女

性内掌典の奉仕するものあり、何が故の新奇ぞ、行はれ難きに非ずして行はざれるなり

重胤が全国の大会で「任用論」を発表したこと、反響は大きかった。そのほとんどは「任用論」を認めない反論であった。重胤はそれらの反論に対し大正十四年（一九二五）七月二十八日発行の『女子道』二百三十一号⁽¹⁰⁾で反対者の名前を挙げ、次の様に述べた。

多年同人の主唱せる婦人を神職に任用すべしとの説が漸くに世間の問題になつて来た「敬神」誌上でも主筆によつて高唱さるるを見た「神の道」で中野佐柿氏は反対説を掲げられた、永久の問題である、賛否両説の議論さるる事によつて問題は大きくなる

この文からは「任用論」が議論の対象になっていることへの満足感もうかがわれる。反対説が出ても自らの「任用論」に絶対の自信を持っている重胤は、「任用論」実現のための方法を述べている。

最後の勝利は真理のある所に落ち付く訳だ まづ婦人神道教師の溶接から実行して掛らねばならぬそれによつて婦人の神職となるべき素質、価値を社会に認めしむるの必要があると思ふ

大正十五年（一九二六）四月、再び「任用論」を発表する機会を得た重胤は、同年同月二十三日発行の『女子道』

二百四十号で決意を表している。

婦人神職任用令の制定、これは吾人年来の宿願で、本誌上しばしばこれを論議した、

また各地の聯合神職會に於ても數回吾人同士の手から建議された、昨年内務省主催の社司掌大会にも愚見の一端を発表しておいた、だがこれに対して「神の道」か「神祇及神祇道」誌上かに國學院大學講師中野佐柿氏の反対に近い批評と「神洲」誌上林正路氏の賛同説が発表せられてゐるが一般の輿論を起するに至らぬ、本月末山口町に中州九縣神職大會が催さるる筈であるが故に敢て再びこれを高唱する、

続けて「任用論」が何故神職達に受け入れられないのかを考え、その理由は色々あるが二種類に分けることが出来るとしている。先ず一つは女性特有の機械、月経の問題である。これについて重胤は

我神ながらの道では男女は決して尊卑の別はない女は女として尊く男は男として尊く、男女不二体の尊さである 婦人を罪惡の塊とする志想は全く外来の志想である、月経の如きは当然あるべき身体上の機能でケガレとして取扱ふべき性質のものではない、これをケガレと見るならば体内の糞尿も亦ケガレであつて飲食をなすものは神明に接近し得ずとせねばならぬ

と、月経を穢とみなす考えは本来神道には存在せず、問題ではないと言いきっている。もう一つは女性が神職になることを、当時の婦人職業問題と同一視したハイカラな問題とみなされていることである。

これについても重胤は斎宮や斎院、斎女、女禰宜、女祝の例を挙げて、婦人神職の案件は新しい問題ではなく、古い問題であると述べている。そして

前例 古例 故実とハカ間敷云ふ神職社会に於て何故に此案件を突飛な事の如く、新奇な事の如く思ひ誤るであらうか

と神職達の無理解を嘆いている。そして婦人を従来からの罪惡觀から脱却させ、更に神職に任用することが国民にとつても必要であるとしている。

特に宗教家が婦人罪惡觀から出發してこれを神祇敬遠の手段に弄し婦人を神社から遠げた長い惡習慣を今なほ腦裏に止めて敬神の志想に尠からぬ災をのこせる現代に於て、婦人を神職に任用するの制を立つる事は国民志向上からも真に必要な事でもない事である

中々理解を得る事が出来なかつた「任用論」であるが、昭和五年（一九三〇）、遂に中州九縣聯合神職會を通過し全国神職會に提案されるに至つた。神社本庁に保存されている『昭和五年五月 第七号議案 地方団体提出議案』によ

ると次の形態で提出されている。

一五、神社用務ニ婦人任用ノ制度ヲ設ケラレタキ件⁽¹²⁾

中州九縣神職聯合會提案

理由

婦人カ神祇ニ奉仕スルハ日本古来ノ風儀ニシテ伊勢大神宮ニ於ケル齋宮春日神社ニ於ケル齋女其他全国各地ニ於ケル女禰宜女祝部ノ制ハ史上ニ明カナル處今尚宮中ニハ内掌典ノアルアリ婦人ノ性格ハヨク其ノ任ニ適セリ此ノ意味ニ於テ婦人ヲ神社ニ任用スルコトヲ得ルノ制度ヲ設ケラレンコトヲ望ム次第ナリ

残念ながら「任用論」はこの年は保留という結果で終わった。しかし重胤は諦めず、昭和六年（一九三一）にも中州九縣聯合神職會を通じて全国神職會に「任用論」を提案している。昭和六年の「提出議案」が見つからないため、どのような形態で提出したのか不明であるが、昭和五年の時とそれ程かわらなかつたと考えられる。

重胤は続けて昭和七年（一九三二）にも「任用論」を全国神職會に提案している。これで三年連続の提案であるが、この時には少なくとも中州九縣の神職の間では「任用論」は認められていたのであろう。その時の感情を重胤は昭和七年五月二十日発行の『女子道』⁽¹³⁾に興奮氣味に記している。

中州九縣聯合神職會といふに例の如く出席、十日廣島縣女講堂に開催、盛沢山の建議すらすと議了、中に山口縣より提出の婦人神職任用の途を開くべき案、漸くにして通過す、昨年も、一昨年も骨抜きにされ、全国神職會に於ても亦保留の好名目によつてもみつぶさる、本年こそはと思ひすませどさて如何なる運命に逢着すべきぞ懸念に耐えず

そして今までの長く辛かった道程を振り返りもしている。時代は移る。余が其所論を公にせる二十年の其昔はただ一片の迷想として更に迷牙にもかけられざりしものが、數年以來斯道の雜誌に於て相當論議せられ、□に此大会に於て通過するに到れる事、些か胸に透く思ひのせらる

昭和七年に提案した議案及び議事録は『昭和七年五月第四号議案 地方神職団体提出議案』にまとめられて神社本庁に保管されている。同書によると「任用論」は二十六番目の議題になっており、今回は次の様な形態で提案されている。

二六、官国幣社及神宮神部署神職任用令第二条及府県社以下神職任用規則第一条ヨリ「男子」ノ二字ヲ削除セラルル様全国神職會を経テ其筋二建議スルコト⁽¹⁴⁾

中州九縣神職聯合會決議―廣島縣神職會提出

またこの年の議事録には「任用論」に対する神職達の討議内容が記されている。長くなるが、当時の神職達の実際の意見をみるため主要箇所を抜粋する。⁽¹⁵⁾なお、原文では発言者番号の後に当人の名前が記されているが、ここでは省略する。また、二百六十三番の番号で発言している者が重胤である。

○二百六十三番 この問題は……聴取不能（雑談各所に起る）……他府県にも神社関係上特にお願ひ申上げて年々再々提出致しますが、何れの場合何れも保留となつて居ることを甚だ遺憾と致します。然しかくざる所以のものは……聴取不能……統一せられて居る向きもあります。それは未だ且ての官僚思想が尚潜在意識として深く神職の方々の頭の中に残つて居ると云うことを甚だ憂るものであります。これは議論の余地もないことでありますのでどうぞこの際これを可決して下さいまして少くとも日本全国の婦人が神様に仕へられるものであると云う心持を養つて敬神尊崇を全国に普及致します上に利益をお与え下さいますれば非常に満足と思ひます。どうぞこのことを特にお願ひを申上げて置き度いのであります。

○議長 外に御意見のあるお方はこの際に於いてお願いします。

○百四十四番 自分はこの際二十六の議案は委員会の決議の通り保留になることを望みます。その理由は清浄を尊ぶと云うことは神社の根本義であつて汚れにあるものが仕へると云うことは神社の忌むところであります。然るに女子はこれは出産、月経等によつて汚れがあると云うことを信ぜられて居るのであります。だから神社へ女子を神職とすると云うことは神社の根本建て前を損ふものであると、さう云う風に考へるのであります。第二には今神職の任用職制に就きましては全神の神社制度調査会に研究中であります。その中で最も輿論になつて居りますものは将来の神職たるものはどうしても中学以上の中等学校卒業位の学力を有して相当の信念のある。祝詞祭式に就いていいものを養成すると云うのでありましてその……聴取不能……の侵入するを防ぐと云うのが期界の輿論であります。然るにこの女子の神職の任用と云ふことに端を発するならば、かう云ふ時代の輿論を無視して、この神職の統制を乱し、そして神職の結果を乱る弊を来すのではないかと思ふのであります。

以上の二点を以て委員会の決議通り保留を望む次第であります。〔議場稍々騒然〕

○二百六十三番 反対の理由を承りまして甚だ驚きま

したのであります。汚れを忌むと云う思想は全く佛教思想の現はれであります。日本に於きましては、かう云ふことを申上げるのは必要でないと思ひますが、美夜須比賣の熱田神宮、倭比賣の伊勢神宮の斎宮と云ひ悉く御婦人であると云ふことは申上げる迄もないことであります朝廷に於いても今日内掌典の制度を認められてありますことは皆んな御存じのことと思ひます（拍手）それを婦人は学力がどうか、云ふことは全く婦人と云ふものを眼中に置かない何れも男尊女卑の思想に囚はれた誠に神職のいけないことと存じます。その意味で男子と同様女子も女学校卒業生を認めると云ふことにしても差支へないと思ひます（拍手）

○百九十三番 百九十三番は中州九縣より提出された二十六案に賛意を表します。大体汚れがどうであるとか言ふ説が出ましたけれ共、神典を読まれると御承知の通り祓戸四柱の神のうちには大部分が比賣神であると云ふことは御承知であることと思ひます。（略）

○百九十一番 私も中州九縣の提出せられた問題に就いては大いに主張しなければならんことと思ひます神社の政策上から致しまして婦人の総べての任用に預ると云ふことが出来ないと云ふのは神社の根本を誤つて行く将来に禍根を残すのではないかとかう考へます。

そこであまりにこれらのことに就いて論議を用ひて婦人と云ふものが信仰に奉仕すると云ふことが出来ない^{と云ふやうなことを論ずると云ふことは慎まねばならん}と云ふこととかう考へます。以上の理由を持ちまして私は素よりこれは希くば復活するやうに希望をもつて居る次第であります（拍手）

○四十八番 四十八番も二十六の議題に復活賛成致します（拍手）

以下五名の神職が自らの意見を發表するが、どれも賛成意見であり何度も拍手が起こっている。そしていよいよ採決となる。しかし結果は昨年に続き保留となつた。以降「任用論」が全国レベルでが取り上げられた記事は見られない。重胤自身も神社界の頑迷さに嫌氣がさし、一時は「任用論」を放棄しようと思へた。しかし失意の中でも「任用論」を主張し続けるのである。

二、女性の穢れに対する考え方

評議会の議論から理解出来る様に「任用論」実現に際して最大の問題は女性の穢れであつた。特に月経による穢れが問題視されたがこれについて重胤は、美夜須比賣の歌を例にとり、「月経は昔は忌まなかつた」、「汚れを忌む思想は仏教のもの」と反論した。確かに記紀をみても月経を忌

む記事は書かれていない。『紀』の履中天皇五年九月十八日条に

天皇狩^三于淡路嶋。是日、河内飼部等、從駕執轡。先是、飼部之黥皆未^レ差。時居嶋伊奘諾神、託^レ祝曰、不堪^二血臭^一矣。因以、卜之。兆云、惡^二飼部等黥之氣^一。

と伊奘諾神が血の臭いに怒る記事があるが、この場合の出血は黥の傷が治りきらなかつたためであり、また男女の差別もしていない。記紀において神が血を忌むのはこの箇所のみであるため、美夜須比賣の歌のみを基として考えるのなら、月経は忌むべきものではないという重胤の理論は成り立つであらう。

しかし、神事の際に月経を忌む事は『延喜式 卷三』に
有月事者。祭日之前。退下宿廬。

とある様に、古代より法に依つて定められていた。『日本三代実録』には光孝天皇の御代、仁和二年九月七日条に、斎宮が月経になつたため葛野川での禊を停止した記事がある。このことから月経時に神事を遠慮する事は当然であつた。

以上の事は過去の事で、明治六年（一八三七）二月二十日に布告された太政官布告第六十一号「混穢ノ制ヲ廢ス」に依つて月経の穢れも廃止された、と考えることも可能で

あろう。しかし、明治以降も、内掌典は月経を最大の穢とし、「まけ」と称した。まけの一週間は神前奉仕が出来ない事は勿論の事、着物や化粧品もまけ専用に用意したものを使用するという念の入れようである。⁽¹⁸⁾また内掌典だけではなく宮中の女官も同様であった。現在はその様になっているか不明だが、戦前の女官も月経を「まけ」と呼び神事の際は「局」に控えることが義務づけられていた。同じく皇后も月経の時は御拝を取り止めた。⁽¹⁹⁾つまり、太政官布告に依って穢れの制は廃止されても、永く続いた慣習はすぐには消えないのである。

では、重胤は月経の穢れを理由に「任用論」を認めない論調に対して、どのように対処すれば良かったのであろうか。方法論として、婦人神職が月経時にどのような処置をとればいいのかを提示すれば良かったと考える。前述の議論においても百二十番が次のように発言している。

(略) 無論かう云ふ期間は遠慮申すとか、何とか云ふやうなことで別に何んか規則を設けるものであると
思つて賛成して居たのであります、(略)

百二十番は重胤が具体的な処置法を提示していたら賛成していたのである。

実際問題として、婦人神職にとって月経時に神前奉仕をする場合どのようにしたら良いのかは、最大の悩みである。

昭和五十六年(一九八二)七月一日に禮典研究会から発行された『禮典』十八号は女子神職を特集しているが、巻頭に「女子神職奉仕上の諸問題は奈辺にあるのか」とある通り、内容の大部分は月経や妊娠、出産といった女性特有の穢れについてである。同誌の冒頭では九人の婦人神職が自らの穢れの期間どのように神前奉仕をしているかを語り合っている。各人がそれぞれのやり方を述べているが、当然正解というものは無く、また同誌上でも「この様にしたら良い」というものは提示されていない。婦人神職が認められて二十数年を経ている当時でさえこの様な状況であったのだから、明治から昭和の初期にかけては、月経に対する穢観がもつと大きかったことは間違いないであろう。しかし重胤の「月経は忌むべきものではない」という主張は、従来の穢観を見直す上でも参考になると思われる。

三、重胤の思想

世間から批判を受け、「女神主」と揶揄されながらも重胤は「任用論」を主張し続けた。何故重胤は女性を神職にさせることにこんなにもこだわったのであろう。重胤は「任用論」を含めた女性啓発と教化に着手したきっかけを明治四十二年(一九〇九)十一月五日発行の『女子道』⁽²⁰⁾で次のように述べている。

神様は……私に

「神様の御道を説いて、婦人を導いてやれ、助けてやれ、救ってやれ!!」

と、こう尊とい、重い使命を御授け下さって、婦人道徳の紊乱其極に達した時を選んで、此豊葦原の中津国に生れしめられたものだと、確く確く信じて居るのであります、

(略)

私は此重い神様の使命のある事を自覚した時……指かなふれば十年の前、満天晴朗拭ふが如き秋の朝……直ちに門の小川に褻して、産土神社の廣前にぬかづき、堅く、堅く、契ひ奉った

「使命を全ふ致します」

神の使命に従って女性啓発、教化を始めたというのであるが、それだけが理由であるなら平塚らいてふに代表される様な西洋的な女性解放運動に進んでも良かった筈である。しかし重胤はその様な運動に対して常に批判的な目を向けていた。重胤はあくまでも女性のあるべき姿を古代の女性に求めた。そして古代の女性像を復活させる事に依ってつくられる世界を重胤は望んでいたのである。その理想の世界を重胤は昭和十一年(一九三六)一月二十日発行の『女子道』で説明している。

私が貳十数年唱導する婦人神職任用説は実に其事の實現の伏線であります、先づ崇神天皇の御代にかえし奉って「〇〇」の御復興を念願し奉る前提としての唱道であります、而かも「〇〇」御復興の念願は、神武帝の昔に還って「〇〇〇〇」の御実現を切望するの故であります、斯くして初めて天祖の御垂示其儘に国民信仰の御統一が出来る訳であります。

つまり「任用論」はそれ自体が目的ではなく、理想の世界をつくるための一環であるというのである。この事は重胤の宿願であるようで、同年四月三十日発行の『女子道』でも同様に述べている。

吾人が貳十数年来これを主張して止まざる所以のものは、将来〇〇の〇〇復興提唱の準備であり、また其復興を願ふものは実に世を神武の昔に還し奉って現御神によつて全信仰を御統一あらせらるべく〇〇〇〇の念願を成就せんの信念によるものであるが、斯の如き国家百年の大計は容易に俗耳に容るべくもないこれを公表するも痴人夢を語るに等しき観を以て迎えふべく敢てこれを述べぬ

この「〇〇〇〇」と伏字になっている言葉は一体何を表しているのだろうか。昭和八年(一九三三)一月二十日発行の『女子道』⁽²⁾において、重胤は前記に類似した文章を

記している。

神政々治実現の論はあまりに其事が重大であり、遠大であるが故に世人は寧ろ痴人夢を語る誇大妄想狂を以て遇して居る（略）

この文章から考えるに「〇〇〇〇」とは「神政政治」であるう。重胤は崇神天皇の御代を現代に復活させる事を願っていたのである。

では、重胤が理想とする崇神天皇の御代とはどのような時代であったのだろうか。『紀』の「崇神天皇即位前紀」に

識性聰敏。幼好雄略。既壯寬博謹慎、崇重神祇。

とあるように、崇神天皇は神を敬う心が厚かった。天皇は天照大神をはじめ倭大国魂神を皇女に祀らせ、更には大物主神、八百万神を祀り、天社・国社及び神地・神戸を定めた。この事により疫病は息み、国は平かとなったと『紀』は伝える。ここで注目すべきは崇神天皇の御代で神を祀ったのはほとんどが女性であることである。天照大神は豊鋤入姫命が、倭大国魂神は淳名城入姫命が祀り、大物主神は倭迹迹日百襲姫命に託宣した。崇神天皇の御代は女性が神を祀ることによって安定を保っていたとも言えよう。「神政政治」とは神の代弁たる祭司者が支配権をもつ政治形態のことであるが、天皇が神の御心に従って政治を行い、結

果安定を得た崇神天皇の政治形態を重胤は理想としていたのである。その国の安定の根底には女性が神を祀るという行為が必要不可欠であった。以上のことから重胤は、国の安定のために女性が神を祀る古代のしきたりを復活させたかったのであるう。「任用論」は重胤の理想世界実現のための条件であったのである。

おわりに

昭和二十年（一九四五）八月十五日、終戦を迎えた日本は連合国に占領され民主化への変革を求められた。神祇制度も大きく変化し、神社は国の手を離れ宮中祭祀は天皇家の私的行事となった。祭祀に関わる法律も次々と廃止され、これにより神職は男性に限ると定めた内務省訓第六百五十六号「府県社以下神社神職登用規則第一条乃至四条二関スル件」も昭和二十一年に廃止された。

しかし廃止によって自動的に女性に神職への道が開かれた訳ではなかった。神社新報二五七七号によると、神社本庁の庁規草案ともいうべき「神社庁（仮称）庁規大綱（案）」は戦前の制度を踏襲し、神職任用資格を「二十歳以上ノ男子」として女性に任用資格を与えなかった。しかし昭和二十二年（一九四七）に神社本庁設立総会で可決された神社本庁庁規第七十九条は「宮司ノ任用資格ハ階位ノ外、年齢

二十歳以上ノ男子タルコトヲ要ス」と規定したため、宮司以外なら女性でも構わないという解釈になった。ここで初めて女性神職への道が開かれたのである。女性が神職として奉仕が可能となったのは神社だけではなかった。昭和二十二年には明治天皇第七皇女である北白川房子が女性として初の神宮祭主となった。女性が積極的に神前奉仕をすることが可能になったのである。

戦後の重胤は「任用論」活動から遠ざかり、ひたすら神明に奉仕する日々を送った。毎朝神前に国家の安泰と氏子、敬神婦人会会員の幸福を祈る事が日課であった。しかし昭和二十九年（一九五四）から体調を崩し、一時は危篤にまでおちいった。次第に回復する中、昭和三十年（一九五五）五月、自伝『回春の喜悅』を著わした。自伝を書き上げた時は既に全国に婦人神職が存在しており、重胤は自らの論が実現した事に満足していた。同誌には「任用論」活動を振り返り次の様に記している。

尚茲に私の半生に於て興味ある問題に婦人神職任用のことがあります、（略）私は心靈学の立場から、歴史事実の上から婦人を神職に任用せらるるの途を開かるる様にとの案を提唱しました、先づ県下の神職会議から、毎年開かるる中州九県神職大会へ、続いて全国の大会へと、毎年の如く提案しましたが甲論乙駁決する

処なく遂に保留という美名の許葬り去られたのであります、処で時代の変遷程妙なものはありません、終戦後神職団体の改組によつて神社本庁が生れ、私の意見に共鳴して居た人々の手によつて、遂に婦人を神職に任用するの規定が設けられ、今日では其任用の数も相当の数に上つて居ります、何よりも驚かるるのは、最高の神官、伊勢大神宮の祭主様が、女性にます北白川房子様で、勅許によつて御就任なった事で御座います、私の四十年來の宿願が達せられて胸のすく思いが致しました。

「婦人を神職に」という当時では無謀ともいえる願いを持ち主張し続けた神職宮本重胤は、昭和三十四年（一九五九）十月二十一日享年七十八歳で帰幽した。

重胤の思想の集大成ともいえる『女子道』を読むと、重胤の博識と行動力に驚かされる。冒頭で述べた様に重胤は政治運動に積極的であった。そのためか重胤の思想はある時は社会主義的であり、あるときは共産主義的といった様に柔軟性がある。重胤本人も昭和七年（一九三二）七月二十日発行『女子道』で、「自分に共産主義者の噂がある」と記している。しかし重胤自身は「皇室国家主義」であり「敬神、尊王、愛国」を自らの信念としていた。また重胤には商才もあり、現在おみくじのシェア一位を誇る「有限

会社女子道社」は重胤の発案から生まれたものである。更には神前結婚式を考案する等、先見の明に優れていた。重胤の思想は神学だけではなく、多方面からの考察が可能である。今後専門家からの更なる研究が期待される。

註

- (1) 宮田登『ヒメの民俗学』三一―三二頁 一五六―一六〇頁 昭和六十二年(一九八七)七月三十日発行 青土社
- (2) 遷宮の職掌だけに物忌を残すことは許されたので、現在でも遷宮の諸祭典には童女の姿を見ることが出来る。
- (3) 『次男坊たちの江戸時代―公家社会の「厄介者」』一七六―一八九頁 平成二十年(二〇〇八)一月一日発行 吉川弘文館
- (4) 『訂正増補 法規類抄 下巻』三七六頁 明治三十三年(一九〇〇)九月六日発行 内務省總務局文書課
- (5) 発行年月日不明
- (6) 『たたら製鉄・石見銀山と地域社会―近世社会の中国地方』所載 平成二十年(二〇〇八)三月二十日発行 相良英輔先生退職記念論文集刊行会
- (7) 『女子道(その1)』平成13年7月 三四〇頁 山口県都濃郡鹿野町 二所山田神社
- (8) 『女子道(その1)』平成13年7月 三四八頁 山口県都濃郡鹿野町 二所山田神社
- (9) 『女子道(その3)』平成13年7月 九七頁 山口県都濃郡鹿野町 二所山田神社
- (10) 『女子道(その3)』平成13年7月 一〇二頁 山口県都

- (11) 濃郡鹿野町 二所山田神社
『女子道(その3)』平成13年7月 一六五頁 山口県都濃郡鹿野町 二所山田神社
- (12) 『昭和五年五月 第七号議案 地方団体提出議案』五頁 財団法人全国神職會
- (13) 『女子道(その4)』平成13年7月 一〇三頁 山口県都濃郡鹿野町 二所山田神社
- (14) 『昭和七年五月 第四号議案 地方神職団体提出議案』八頁 財団法人全国神職會
- (15) 『昭和七年五月 第四号議案 地方神職団体提出議案』七―七八頁 財団法人全国神職會
- (16) 倭建命との相聞歌。「月経になったため結婚が出来ないのでは」と問う倭建命に対して、美夜須比賣は「長く待っている間に月経になるのは当然」と答える。月経をおおらかに呼び交わすこの歌からは、月経に対する忌は見受けられない。
爾美夜受比賣、答「御歌」曰、
多迦比迦流 比能美古 夜須美斯志 和賀意富岐美 阿良多麻能
登斯賀岐布禮婆 阿良多麻能 都紀波岐間由久 宇倍那宇倍那宇倍那
岐美麻知賀多 爾 和賀祁勢流 意須比能須蘇爾 都紀多多那牟余
『古事記 祝詞』二一六―二一九頁 平成元年(一九八九)六月二十五日発行 岩波書店
『法令全書 慶応三年十月―明治四十五年七月』第八冊 四九頁 内閣官報局

- (18) 高谷朝子『宮中賢所物語「五十七年間皇居に暮らして」』
四〇～四九頁 平成十八年(二〇〇六) 一月二十五日発
行 株式会社ビジネス社
- (19) 草間笙子処理『大内山』 一〇三～一二二頁 昭和二十
二年(一九四七) 五月五日発行 山雅房
- (20) 『女子道(その1)』 平成13年7月 二五〇頁 山口県都
濃郡鹿野町 二所山田神社
- (21) 『女子道(その4)』 平成13年7月 一九六頁 山口県都
濃郡鹿野町 二所山田神社

(國學院大學大学院特別研究生)